

農林漁業体験民宿業で提供する役務の実施に関する取扱要領

第1 目的

この要領は、農林漁業体験民宿業を営もうとする者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく営業許可の申請に際して別表1の規制緩和の適用を受けるために、農林漁業体験民宿業で「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）以下「農山漁村余暇法」という。」第2条第5項に規定する農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動（以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。）に該当する役務を実施することを確認するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 確認の手続き

- (1) 農林漁業体験民宿業を営もうとする者は、旅館業法等による規制緩和を適用した営業許可申請をする前に、計画する農山漁村滞在型余暇活動について、事前確認書（様式第1号）を農政企画課長に提出する。
- (2) 農政企画課長は、前項の事前確認書（様式第1号）を受理したときは、その内容を確認し、速やかに結果を文書（様式第2号又は様式第3号）で通知する。

第3 農山漁村滞在型余暇活動実施の確認

事前確認書（様式第1号）により、農山漁村滞在型余暇活動として、以下に掲げるいずれかの役務（農山漁村余暇法施行規則第2条に定める役務）を提供する営業であるかを確認する。

なお、農政企画課長が現地調査等の必要があると認める場合には、管轄農林事務所又は水産振興センターへ調査を依頼することができる。

- (1) 農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動）に必要な役務
 - ① 農作業の体験の指導
 - ② 農産物の加工又は調理の体験の指導
 - ③ 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
 - ④ 農用地その他の農業資源の案内
 - ⑤ 農作業体験施設等を利用させる役務
 - ⑥ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん
- (2) 山村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して山村に滞在しつつ行う森林施業の体験その他林業に対する理解を深めるための活動）に必要な役務
 - ① 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導
 - ② 林産物の加工又は調理の体験の指導

- ③ 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
- ④ 森林の案内
- ⑤ 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
- ⑥ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん

(3) 漁村滞在型余暇活動(主として都市の住民が余暇を利用して漁村に滞在しつつ行う漁ろの体験その他漁業に対する理解を深めるための活動)に必要な役務

- ① 漁ろ又は水産動植物の養殖の体験の指導
- ② 水産物の加工又は調理の体験の指導
- ③ 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
- ④ 漁場の案内
- ⑤ 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
- ⑥ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん

第4 その他

この要領に定めるもののほか、農林漁業体験民宿業であること等の確認に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年3月27日から施行する。

別表1

法令等	適用される規制緩和
旅館業法関係	農林漁業体験民宿業については、簡易宿所営業の客室延床面積33㎡以上であることを適用しない。

様式第 1 号

平成 年 月 日

農政企画課長 様

住 所

氏 名

印

農林漁業体験民宿業に係る農山漁村滞在型余暇活動事前確認書

農林漁業体験民宿業で提供する役務の実施に関する取扱要領第 2（1）に基づき、計画する農山漁村滞在型余暇活動事前確認書を提出します。

なお、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第 2 条第 5 項に基づき、農林漁業体験について、下記のとおり実施することを誓約します。

記

農林漁業者等の区分		農業者 ・ 林業者 ・ 漁業者 ・ その他
民宿として使用する家屋	民宿の名称	
	所在地	
	所有者	(確認依頼者との関係)
	客室の数等	部屋 m ²
	宿泊定員	名
提供する役務		農業体験 ・ 林業体験 ・ 漁業体験
	内容	

	<p>農林漁業体験活動区分</p> <p>(※該当する番号に○をつけること)</p>	<p>① 農作業、森林施業又は林産物の生産若しくは採取、漁ろう又は水産動植物の養殖の体験指導</p> <p>② 農林水産物の加工又は調理の体験指導</p> <p>③ 地域の農林漁業又は農山漁村の生活・文化に関する知識の付与</p> <p>④ 農用地・森林・漁場その他の農林漁業資源の案内</p> <p>⑤ 農林漁業体験施設等を利用させる役務</p> <p>⑥ ①から⑤に掲げる役務の提供のあつせん</p>
活動に使用する土地及び施設等	所在地	
	用途、面積等	
	所有者	
食事等の提供	<p>提供の形態</p> <p>(※該当する番号に○をつけること)</p>	<p>① 食事等を提供する。</p> <p>② 宿泊のみで食事等を提供しない。</p> <p>③ 宿泊客自らが調理し飲食する。</p> <p>④ 宿泊客が農林漁業者と共同で調理し、飲食する。</p> <p>⑤ その他 ()</p>
	内容	
その他		

収集した個人情報は、農林漁業体験民宿の確認にのみ使用します。

記載例

平成 年 月 日

農政企画課長 様

住 所 佐賀市城内1丁目1-59

氏 名 佐賀 太郎 印

農林漁業体験民宿業に係る農山漁村滞在型余暇活動事前確認書

農林漁業体験民宿業で提供する役務の実施に関する取扱要領第2（1）に基づき、計画する農山漁村滞在型余暇活動事前確認書を提出します。

なお、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に基づき、農林漁業体験について、下記のとおり実施することを誓約します。

記

農林漁業者等の区分		農業者 ・ 林業者 ・ 漁業者 ・ その他
民宿として使用する家屋	民宿の名称	農家民宿さが城内
	所在地	佐賀市城内1丁目1-59
	所有者	佐賀 太郎 （申請者との関係）本人
	客室の数等	2 部屋 （延床面積） 26 m ² （8畳×2）
	宿泊定員	5 名
提供する役務		農業体験 ・ 林業体験 ・ 漁業体験
	内 容	野菜作り等農作業の体験を提供し、また、地元の農産物を使い調理体験を指導する。

	<p>農林漁業体験活動区分</p> <p>(※該当する番号に○をつけること)</p>	<p>① 農作業、森林施業又は林産物の生産若しくは採取、漁ろう又は水産動植物の養殖の体験指導</p> <p>② 農林水産物の加工又は調理の体験指導</p> <p>③ 地域の農林漁業又は農山漁村の生活・文化に関する知識の付与</p> <p>④ 農用地・森林・漁場その他の農林漁業資源の案内</p> <p>⑤ 農林漁業体験施設等を利用させる役務</p> <p>⑥ ①から⑤に掲げる役務の提供のあつせん</p>
活動に使用する土地及び施設等	所在地	佐賀市八丁畷町 8-1
	用途、面積等	畑～30アール
	所有者	佐賀 太郎
食事等の提供	<p>提供の形態</p> <p>(※該当する番号に○をつけること)</p>	<p>① 食事等を提供する。</p> <p>② 宿泊のみで食事等を提供しない。</p> <p>③ 宿泊客自らが調理し飲食する。</p> <p>④ 宿泊客が農林漁業者と共同で調理し、飲食する。</p> <p>⑤ その他 ()</p>
	内容	地元の農産物を使った郷土料理の調理体験を行うため、宿泊客と共同で調理を行う。
その他		

収集した個人情報は、農林漁業体験民宿の確認にのみ使用します。

様

佐賀県農林水産部農政企画課長

農林漁業体験民宿業であることの事前確認について

平成 年 月 日付けで提出されました農林漁業体験民宿業に係る農山漁村滞在型余暇活動事前確認書について、下記のとおり「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設であることを確認しました。

記

1 民宿の名称及び所在地

名 称：

所 在 地：

2 農林漁業者等の区分

	農業者	林業者	漁業者	その他
--	-----	-----	-----	-----

3 提供する役務

活動区分番号	提供する役務
	農村滞在型余暇活動に必要な役務
	山村滞在型余暇活動に必要な役務
	漁村滞在型余暇活動に必要な役務

※活動区分番号は確認依頼書に記載された番号です。

様式第3号

農企第 号
平成 年 月 日

様

佐賀県農林水産部農政企画課長

農林漁業体験民宿業であることの事前確認について

平成 年 月 日付けで提出されました農林漁業体験民宿業に係る農山漁村滞在型余暇活動事前確認書について、確認した結果は下記のとおりです。

記

1 確認結果

「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設とは、認められない。

2 理由